

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県公安委員会

委員長 諸 隈 博 子

佐賀県公安委員会規則第四号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「次に掲げる犯罪」を「警備犯罪」に改め、同号アからキまでを削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。

第二十六条第一項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。